

中札内村告示 第 18 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項の規定により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）第7条の規定する事項の閲覧に供する方法を次のとおり告示する。

令和3年4月1日

中札内村長 森 田 匡 彦

1. 閲覧（公表）場所

中札内村の建設工事等に係る事項について、総務課総務グループにおいて閲覧（公表）する。

2. 閲覧（公表）開始年月日

令和3年4月1日より閲覧（公表）する。

3. 閲覧（公表）の期間

当該公表開始日から3ヶ月間とする。

4. 閲覧（公表）の内容

令和3年度建設工事等執行予定について、閲覧（公表）する。